

三重県防災・減災対策行動計画（案）に対する意見募集結果と対応状況

1 意見募集期間

平成30年2月9日（金）～平成30年3月12日（月）

2 周知方法

- (1) 県政記者クラブへの資料提供
- (2) 三重県ホームページ（三重県、三重県防災対策部、三重の情報公開）への掲載
- (3) 市町及び防災関係機関あての意見照会
- (4) 防災企画・地域支援課及び三重県情報公開・個人情報総合窓口での配布

3 意見募集の結果

(1) 意見提出の方法

郵送	ファクシミリ	電子メール	合計
0	0	8	8

(2) 項目別延べ意見数（意見件数）

項 目	意見数
全体的な意見	1
第1章 計画策定の背景	3
第2章 対策上想定すべき災害の様相	2
第3章 「新地震・津波対策行動計画」および「新風水害対策行動計画」における取組の検証と結果	4
第4章 検証結果から見えてきた課題	2
第5章 計画の基本的な考え方	1
第6章 計画の基本事項	0
第7章 課題解決に向けた重点的取組	10
第8章 行動計画	7
その他	3
合 計	33

4 意見に対する対応

(1) 対応状況

項目	意見数
① 文章の修正、記述の追加等により、計画に反映するもの	7
② 既に計画に反映しているもの	5
③ 今後の施策や事業の実施において検討・対応するもの	10
④ 何らかの理由で、計画案に反映することが難しいもの	7
⑤ その他（質問、感想、個別事案、他制度への意見等）	4
合計	33

(2) 意見とその対応

(全体的な意見)

	意見概要	対応
1	要援護者、災害時要援護者は、旧用語であるため、直せる範囲で避難行動要支援者に変更すべきではないか。	② 津波等の避難時に支援を必要とする方を「避難行動要支援者」、避難所生活等で配慮を必要とする方を「要配慮者」と記述しました。

(第1章 計画策定の背景)

	意見概要	対応
2	平成29年台風第21号の浸水被害の中心が中小河川の溢水となっているが、伊勢市では勢田川に排水できず、内水による被害で市街地の広域が浸水しているため、中小河川の治水対策と併せて、内水対策への取組も記述してはどうか。	① ご意見をふまえ、内水氾濫についての記述を追加しました。
3	気象庁では「状態」という表現は用いないため、「超大型の強い勢力」で日本列島に上陸・・・と修正すべき。	① ご意見をふまえ、修正しました。
4	台風第21号の上陸地点は気象庁によるその後の精査で、静岡県掛川市付近に変更しているので、修正されたい。	① ご意見をふまえ、修正しました。

(第2章 対策上想定すべき災害の様相)

	意見概要	対応
5	「上陸直前の最低気圧が・・・」とあるが、正しくは「上陸直前の中心気圧が・・・」なため、修正されたい。	① ご意見をふまえ、修正しました。
6	「なお、高速道路には大きな施設被害は発生しないと予測されます。」と記載があるが、大規模震災時においても高速道路は損傷しないという誤解を与えてしまう可能性があるため削除願いたい。	① ご意見をふまえ、修正しました。

(第3章 「新地震・津波対策行動計画」および「新風水害対策行動計画」における取組の検証と結果)

	意見概要	対応
7	市役所など防災拠点となる施設は、地震発生後も継続して使用できる状態が求められる事から、非構造部材や設備などの耐震対策についても記載すべきではないか。	④ 第3章につきましては、平成29年度にみえ防災・減災センターと連携して実施した「県内防災・減災対策現況調査」の結果概要に基づき記載することとしているため、原文のままの表現とさせていただきますので、ご理解願います。
8	現状では、県から市を通じ、消防団が水門及び陸閘の閉鎖作業の委託を受けているが、水門閉鎖については、消防団員の安全確保の観点から、機械的な自動閉鎖設備の導入も視野に入れ、検討いただきたい。	③ いただいたご意見を参考に、陸閘等の施設の操作を委託している市と操作体制についてご相談させていただきたいと考えます。
9	「③地域の組織力を発揮するための人材育成・活用」のところで、「平成29年度目標の90人を達成する見込みです」としているところを「平成29年度目標の90人を達成しているものの、その活用が進んでいません」と修正すべきではないか。	④ 第3章につきましては、平成29年度にみえ防災・減災センターと連携して実施した「県内防災・減災対策現況調査」の結果概要に基づき記載することとしているため、原文のままの表現とさせていただきますので、ご理解願います。

	意見概要	対応
10	避難行動要支援者名簿の策定は、平成29年度に県内全市町村で作成済となる見込みとなっているが、対象となる障がい具合が、各市町村で異なるため、三重県として統一したものを考えていただきたい。	④ 災害対策基本法第49条の10の規定により、市町村長が避難行動要支援者名簿を作成しなければならないとされています。また、名簿に掲載する条件については、市町村において判断することとされていることから、制度上、名簿掲載条件を県が統一的に決めることはできないこととなっていますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

(第4章 検証結果から見えてきた課題)

	意見概要	対応
11	「福祉避難所の運営」と「社会福祉施設の避難体制の確保」を分割してそれぞれで項目建てできないか。 避難確保計画の作成については、社会福祉施設に限ったものではなく、文教施設や医療機関も含まれるため。また、福祉避難所の運営については、介護職員等の受入にも関することから、それぞれ重要なテーマと思われるため。	④ 本項目は、第7章の重点的取組の6「(2)福祉避難所の運営および要配慮者利用施設の避難体制の確保」につなげる課題として位置付けているため、分割せずこのままの表現とすることをご理解ください。 なお、ご意見をふまえ、「社会福祉施設」については、「要配慮者利用施設」に表現を改めました。
12	「(9)重要施設の非構造部材の耐震化」は学校を中心の記述となっているが、役所、第2拠点を追記できないか。	③ 第4章につきましては、平成29年度にみえ防災・減災センターと連携して実施した「県内防災・減災対策現況調査」の結果から明らかになった課題を記載していますが、ご指摘いただいた考え方については、市町BCPの策定を促進する際などに参考とさせていただきます。

(第5章 計画の基本的な考え方)

	意見概要	対応
13	「防災の日常化」を目指す取組として、「防災ノートの活用」等を始め、取組を進めているので、そういった防災教育の推進も加えてはいかがか。	② 防災教育については、第7章の重点的取組6「(1)防災教育の推進と学校、家庭、地域の連携」において、防災ノートの活用をはじめとした取組を推進することとしています。

(第7章 課題解決に向けた重点的取組)

	意見概要		対応
14	重点行動項目等で現状値が〇件、目標値が〇件/年となっている部分があるが、現状は〇件なのか、〇件/年なのか。	⑤	現状値等がこれまでの累計等の場合は「件」、年間件数等の場合は「件/年」として記述しています。
15	重点行動項目の実施に伴う成果として記載されているが、実績だけではなく、今後実施する「地域防災課題解決プロジェクト事業」を通じて導き出される成果もあがっているため、書きぶりを改めてはどうか。	④	「地域防災課題解決プロジェクト」については、平成30年度から事業を実施するものであるため、ご指摘のとおり、現状では「重点行動項目の実施に伴う成果」に掲載すべき実績値はありませんが、現在掲載しているものは、今後、同プロジェクトを実施していく中で、成果を確認する数値として必要と考えられるものを設定していますので、ご理解願います。
16	津波の広域避難についての検討は県北部で検討されていますが、河川の最大規模の洪水浸水想定区域図が発表され、他地域でも広域避難の検討が必要な状況となっていることから、河川の最大規模の洪水浸水想定に基づく広域避難について、検討する事を記載していただきたい。	③	広域避難については、第7章の重点的取組の5「(3) 県北部海拔ゼロメートル地帯等における市町の広域避難体制の構築」により、現在、風水害時の広域避難のあり方の検討が進められていることから、まずはここでの成果をとりまとめ、周知することで、県内他地域にも参考にさせていただき予定です。
17	地区防災計画は「手引書」があつて、地区の作成が進む訳ではなく、知識のある職員が地域に何度も入ってようやくできるものとする。地区防災計画は地区での話しを行う手段であり目的ではないため、津波避難対策や洪水避難対策の促進に、地区防災計画をつくる手引書があるのは違和感がある。	②	ご指摘のとおり、地区防災計画を作成するためには、知識のある職員が地域に何度も入り、地域と一体となって作成すべきものと考えます。ここに掲げる手引書は、単なる計画のひな形集や地区防災計画の作成マニュアルではなく、みえ防災・減災センター教員や県職員、市町職員が地域に入り、タウンウォッチングやワークショップ等を経て実際に地区防災計画を地域住民と一緒に作成した後、そこで得たノウハウを他地域でも活用できるものとしてとりまとめる予定ですので、ご理解いただきますようお願いいたします。

	意見概要	対応
18	避難の計画を立てるのであれば、避難計画の作成とし、地区の分析、意識の高揚、地区防災計画に基づくPDCAを作りに行くのであれば、避難対策の項目では無く、県民の防災活動を推進する項目の方が適している。	④ 「地区防災計画の作成促進」の項目は、地区防災計画の作成を通じ、津波や洪水、土砂災害等に対して、地域の「共助」による避難体制を構築することを目的としていますので、ご理解願います。
19	台風第21号対応では、災害救助法が適用され、三重県が実施主体となったが、進捗管理、資料提供、特別基準の適用状況共有（伊勢市、玉城町間）などの業務が行われなかった。平時の市町への説明以外に、実災害における災害救助法に基づく対応のあり方について、現場で調整できる知識、能力のある県職員を教育し、派遣することができないか。	③ 県においても、大規模災害発生時に市町へ派遣し、市町長の災害マネジメントの支援等を行う職員を養成することが必要と考えており、災害時の現場で調整できる知識、能力等を持つ職員の養成について、検討していきたいと考えます。
20	各項目の「成果」の「現状値」の単位と「重点行動項目」の「現状値」や「目標値」の単位が異なっているものが多数あり、どちらの値で成果があったといえるのかが不明。例えばP102「県民による耐震対策の促進」の「成果」では「%」を使用しているが、「重点行動項目」の「現状値」や「目標値」では「戸/年」が使用されている。この表現では、「目標は達成したが、成果は無かった」という評価がされる可能性がある。このためどちらかに統一した方が良い。	④ 各行動項目の目標項目は、原則として「県が何をする」という活動指標を設定していますが、第7章の重点行動項目については、重点行動項目を実施したことによる成果が見える化するため、別途「防災に関する県民意識調査」の結果等から得られる数値を「重点行動項目の実施にともなう成果」として設定し、これを毎年度の計画の進捗状況の検証の際に確認することとしていますので、ご理解願います。
21	「県北部海拔ゼロメートル地帯における市町の広域避難体制の構築」において、「目標値」と「成果」がともに「1回」となっており、これでは既に目標を達成していることになり、取組む必要性は無いのではないかという印象を受ける。	① 目標項目および成果の現状値を、「1回/年」に改めました。

	意見概要	対応
22	「防災関係機関との連携」において、「成果」欄の「・・・連携の充実・強化を図った回数」は具体的には何の回数かが不明のため、明確にした方が「目標値」との比較が容易になる。	② 第7章の重点的取組5「(6) 防災関係機関との連携」に掲げる2つの重点行動項目の目標項目に掲げる内容を合わせた回数としています。
23	被災者の生活再建に向けた支援の項目で触れているのが「被災者生活再建支援法」だけになっているが、各種支援制度の概要、事前の担当者決めなどの対策が無いと、発災後に対応が遅れる事となる。研修では被災者生活再建支援法は支援策のほんの一部で、熊本地震等の例から支援策全体と現在の熊本地震の進捗状況、個人ひとりひとりの復興を目指すためのスキームなど、法の説明以外に重点を置くべきではないか。	③ 研修のあり方については、平成30年度以降に検討を行うこととしていることから、いただいた意見については、検討の際に参考にさせていただきます。

(第8章 行動計画)

	意見概要	対応
24	重点行動項目等で現状値が〇件、目標値が〇件/年となっている部分があるが、現状は〇件なのか、〇件/年なのか。	⑤ 現状値等がこれまでの累計等の場合は「件」、年間件数等の場合は「件/年」として記述しています。
25	地区防災計画は「手引書」があって、地区の作成が進む訳ではなく、知識のある職員が地域に何度も入ってようやくできるものとする。地区防災計画は地区での話しを行う手段であり目的ではないため、津波避難対策や洪水避難対策の促進に、地区防災計画をつくる手引書があるのは違和感がある。	② ご指摘のとおり、地区防災計画を作成するためには、知識のある職員が地域に何度も入り、地域と一体となって作成すべきものと考えます。ここに掲げる手引書は、単なる計画のひな形集や地区防災計画の作成マニュアルではなく、みえ防災・減災センター教員や県職員、市町職員が地域に入り、タウンウォッチングやワークショップ等を経て実際に地区防災計画を地域住民と一緒に作成した後、そこで得たノウハウを他地域でも活用できるものとしてとりまとめる予定ですので、ご理解いただきますようお願いいたします。

	意見概要	対応
26	台風第 21 号対応では、災害救助法が適用され、三重県が実施主体となったが、進捗管理、資料提供、特別基準の適用状況共有（伊勢市、玉城町間）などの業務が行われなかった。平時の市町への説明以外に、実災害における災害救助法に基づく対応のあり方について、現場で調整できる知識、能力のある県職員を教育し、派遣することができないか。	③ 県においても、大規模災害発生時に市町へ派遣し、市町長の災害マネジメントの支援等を行う職員を養成することが必要と考えており、災害時の現場で調整できる知識、能力等を持つ職員の養成について、検討していきたいと考えます。
27	多くの目標値が「件」「回」で設定されており、効果があったのか検証するための値としては適していない。可能な限り、アンケート結果などの客観的な数字を使わないと、講習会、シンポジウム等の手法などで効果があったのか検証できない。	③ ご指摘のとおり、行動項目の目標項目に設定する活動指標では効果の検証ができないことから、今回の計画では、第 7 章に掲げる重点行動項目について、「重点行動項目の実施にともなう成果」を設定したところです。第 8 章の行動項目への適用については、今後の検討課題とさせていただきます。
28	市町が主体で実施する図上訓練に積極的に参加し、どのような対応を、どのような体制で実施しているかなど現状を把握して欲しい。	③ いただいたご意見をふまえ、市町の図上訓練の現状を把握することを検討したいと考えます。
29	被災者の生活再建に向けた支援の項目で触れているのが「被災者生活再建支援法」だけになっているが、各種支援制度の概要、事前の担当者決めなどの対策が無いと、発災後に対応が遅れる事となる。研修では被災者生活再建支援法は支援策のほんの一部で、熊本地震等の例から支援策全体と現在の熊本地震の進捗状況、個人ひとりひとりの復興を目指すためのスキームなど、法の説明以外に重点を置くべきではないか。	③ 研修のあり方については、平成 30 年度以降に検討を行うこととしていることから、いただいた意見については、検討の際に参考にさせていただきます。

	意見概要	対応
30	3－(5)の「漁港施設の風水害対策の推進」において、「大型低気圧や大型台風等の高潮や高波等による・・・」とあるが、気象庁では「大型低気圧」という表現は用いていないため、「発達した低気圧」もしくは「急速に発達する低気圧」という、記述に差替えされたい。	③ いただいたご意見をふまえ、「大型低気圧」という表現を、「発達した低気圧」に改めました。

(その他)

	意見概要	対応
31	三重県健康福祉部により、援助や配慮を必要としている障がいのある方や、病気の人などが日常生活や災害時などで困ったときに周囲に示し支援や理解を求めやすくする「ヘルプカード」が発行されたので防災計画にももりこんでもらいたい。	⑤ 外見からわからなくても援助や配慮を必要としている障がいのある方や病気の方などの災害時の迅速で安全な避難については、「ヘルプカード」を活用することにより支援を求めやすくなると期待されることから、取組の周知を図り、県民のみなさんに認知していただけるよう普及啓発を進めることとしていますので、ご理解願います。
32	自閉症児及び障がい児の状況を見る時にサポートブック（おたすけブック）などがあるといち早くその子の症状がわかるが、各市町村バラバラで使いにくいものも多いため、各市町村のサポートブックを見直し統一化して災害時に使えるサポートブックを作ってもらいたい。	⑤ 障がいのあるお子さんの支援情報を1冊にまとめた「サポートブック」等の独自ツールを作成して、関係機関で情報の共有等に取り組んでいる市町があります。 また、県教育委員会では、同様の趣旨で「パーソナルカルテ」を作成し各市町において活用してもらうよう働きかけを行っています。 こうした取組を通じて、障がいのあるお子さんの支援情報の共有や引継ぎを行うこととしておりますので、ご理解願います。
33	その他、文章の表現や誤字・脱字等に対する修正意見等	① ご意見をふまえ、修正しました。